

## 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和2年度 横瀬町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	80	キシレン	3	1	740,900	1	730,000	0	10,900
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	5	8,200	7	8,200	0	0
1	132	コバルト及びその化合物	1	5	1,600	12	1,600	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2	2	8,500	6	0	0	8,500
1	300	トルエン	2	2	473,000	2	450,000	0	23,000
1	309	ニッケル化合物	2	2	5,260	10	5,260	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	1	5	7,900	8	0	0	7,900
1	400	ベンゼン	1	5	1,400	13	0	0	1,400
1	412	マンガン及びその化合物	1	5	2,000	11	2,000	0	0
1	438	メチルナフタレン	1	5	6,400	9	6,400	0	0
3	1	アルミニウム(粉状のものに限る)	1	5	56,000	5	56,000	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	1	5	650	14	650	0	0
3	35	メタノール	1	5	360,000	3	360,000	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	5	360,000	3	360,000	0	0
		合計	—	—	2,031,810	—	1,980,110	0	51,700

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。